

アジア平和貢献センター共催シンポジウム 東アジアにおける「法の支配」の構築に向けて

〈パネリスト1〉

「東アジア国際法フォーラム」の結成と活動

アジア平和貢献センター 理事長
西原 春夫



〈パネリスト3〉

国際法の観点から見た
韓国徴用工問題

早稲田大学法学術院教授
萬歳 寛之



〈パネリスト2〉

南シナ海における「法の支配」の現状

同志社大学法学部教授
坂元 茂樹



〈パネリスト4〉

東アジアの紛争解決に
有用な国際裁判制度

神戸大学大学院法学研究科教授
玉田 大



柴生田 それでは開会いたします。（拍手）
今日は恒例になりました、アジア平和貢献センターとの共催シンポジウムでございます。
「東アジアにおける『法の支配』の構築に向けて」をテーマにお話しいただきます。

アジアにおける国家のあり方は、非常に多様でございます。政治体制、法律体系もいろいろございますが、これからアジアが全体として協調し、地域の安定と平和が保たれるためには、共通理解としての法の支配をどう構築するかが非常に重要になってまいります。今日は難しい話も中に含まれるかもしれませんが、たいへん重要な問題でございますので、ぜひ最後までじっくりとお聞きいただきたいと思います。

それでは、共催法人でございますアジア平和

貢献センターの西原先生からご挨拶とご報告をいただきます。ここから先は西原先生にお渡ししたいと思います。よろしくお願いいたします。（拍手）

「法の支配」構築の意義

西原 ただいまご紹介をいただきました本日のシンポジウムの共催者の一つの柱でございます。一般財団法人アジア平和貢献センターの理事長を仰せつかっております西原でございます。このシンポジウムは年1回、経済倶楽部と私どものセンターとの共催ということで、これまでもかなりの回数を重ねてまいりました。こういう機会をつくっていただき、そして大事な講演会の1回を振り向けていただいていることに、